

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象基準	補助対象経費及び補助率	個別添付書類
1 家計急変世帯	保護者等が失職、倒産、自然災害等、本人の意思に基づかない事由により家計が急変し、補助対象区分3と同程度に困窮している児童生徒	授業料全額（私立中学校等修学支援実証事業費補助金を授業料に充てる場合は、これを差し引いた額）を上限とし、学校法人が授業料減免を行った額の3分の2以内	家計急変を証明する書類 ・給与証明書 ・課税（所得）証明 ・解雇通告書 ・事業廃止届 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証等
2 生活保護世帯	保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒		生活保護受給証明書
3 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	保護者等が、前年分の地方税法（昭和25年法律第226号）による道府県民税所得割及び市町村民税所得割のいずれも課せられない者である児童生徒 ※保護者等が2人いるときは、その2人の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額を合算した額とする。		当該年度市町村民税の額を確認することができる書類 ・道府県民税・市町村民税課税証明書 ・道府県民税・市町村民税非課税証明書等
<p>【共通添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免児童生徒状況調書（別紙3） ・授業料減免規程 ・授業料減免決定通知書の写し <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の被保護者は、補助対象区分2で申請すること。 			